

厚生常任委員会

令和2年3月16日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	田口 昌孝
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
国保医療課長補佐	細川 友希	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 中川委員、小城委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第1号 斑鳩町手話言語条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第1号 斑鳩町手話言語条例についてご説明申しあげます。はじめに、議案書を朗読します。

（議案書朗読）

福祉子ども課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例本文の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。平成23年に障害者基本法が改正され、全国で手話言語条例制定の動きが広まる中、斑鳩町聴覚障害者協会から、平成29年11月に町長に対し、手話言語条例制定に対する要望、また平成30年2月には、町議会に対して

手話言語条例制定に関する陳情が提出されたことを受けまして、本町におきましても、聴覚障害者の当事者の方々や、手話と実際にかかわる方々と条例制定に向けた意見交換を重ねてまいりました。本条例は、手話を第一言語とするろう者の権利を尊重し、手話に対する理解を深め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、聴覚障害の有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現を目指し、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めるものであります。

主な制定内容であります。1つ目に、目的でございます。手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、聴覚障害の有無にかかわらず、すべての町民が共生する社会を実現することを目的とします。2つ目に、基本理念でございます。手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の推進は、①ろう者にとっての手話が、生活を営み、社会の中の一員として、情報の取得や意思の表示、他者と意思疎通を行うための手段としての言語であることを理解し、手話を使用する権利を最大限に尊重すること。②手話を第一言語とするろう者と音声言語を第一言語とする者が、互いに人格と個性を尊重し、差別や区別を行うことなく、共生すること。この2点を基本として行うものとします。3つ目に、町の責務でございます。町は、町民及び事業者の手話への理解を促進し、ろう者が手話を使いやすい環境を整備するとともに、社会参加を促進するために必要な施策を推進します。4つ目に、町民の役割でございます。町民は、手話への理解を深め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとし、ろう者は、町と協働して、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。5つ目に、事業者の役割でございます。事業者は、手話への理解を深め、町が実施する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備に努めるものとします。6つ目に、方針の策定でございます。手話の普及等に関する施策を推進するため、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及に関する事項、手話による情報取得及び手話を使いやすい環境の整備に関する事項、手話による意思疎通支援者に関する事項などについての方針を定めるものとします。また、方針の策定にあたっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図り、ろう者、ろう者の団体、手話通訳者その他関係者の意見を聞き、

その意見を尊重するよう努めるものとします。

最後に、施行期日であります、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第1号 斑鳩町手話言語条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 第4条のところに町の責務ってありますね、そこに社会参加を促すため必要な施策を推進するとありますけども、これ具体的にどのようなことを考えておられるんでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在も実施しておりますが、斑鳩町の役場の窓口到手話通訳者を設置しております。また生き生きプラザ斑鳩の方にも週3日ですけれども、手話通訳者を配置、また手話通訳ができる方を登録していただきまして、行事ですとか、生活の中で困った時に手話通訳を利用していただける体制を整えております。次年度以降ですね、新たな施策といたしまして、住民の方に手話についてよく知っていただくための啓発ですとか、あと手話講座についても予定しているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第5号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、議案第5号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。初めに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

環境対策
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文等の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書末尾、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例要旨をご覧いただきたいと思います。今回の条例の一部改正につきましては、事業系一般廃棄物の減量・資源化を促進するため、事業系の生ごみ処理手数料の新設を行うものでございます。

1. 改正内容につきましては、(1) 事業系生ごみ処理手数料の新設として、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第22条第1項に定める一般廃棄物の処理手数料の別表中、一般廃棄物の事業系の区分に、新たに「生ごみ」の区分を追加し、単位・金額として10キログラムまでごとに160円を追加することとしております。次に、2. 施行期日等につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第5号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 今現在、事業者の生ごみっていいものは、どのような形で回収されているんでしょうか。収集されているのか、バケツに入れて収集されているのか、それとも一般ごみと一緒に合わせて収集されているのか、すみません、よくわからないんでおしえてもらいたいですけど。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 現在、事業系の生ごみというものは、可燃ごみと区分されておらず、一部の事業者では別のバケツで持ち込んでいただいておりますけれども、ほとんどの事業者が可燃ごみとして排出されている状況でございます。

齋藤委員 といいますと、今度分別するとなりますと、生ごみはバケツに入れて、もしくは何か袋に入れて、分けて収集するっていう形になるんでしょうか。

環境対策課長 現在考えておりますのは、バケツ等そういった容器に入れていただいて、衛生処理場に持ち込んでいただく等で考えております。

齋藤委員 今、モデル地区ということで生ごみを分別して収集してますけども、生ごみを全町一緒にやるってなった場合は、もう事業者も一緒に生ごみは分別するという形になるんでしょうか、それとも、事業者は別個に考えているんでしょうか。

環境対策課長 事業系につきましては、これから事業者に減量・資源化に向けた取り組みということで説明をさせていただいて、ご理解をいただいて生ごみの分別にご協力をいただくということでございますので、町内、住民さんと同じ時期になるかというのは、まだ、現在そこまで検討しておらない状況です。

齋藤委員 計算してなくてよくわからないんですけども、今までの生ごみと一般ごみと一緒に収集する場合と、分別した場合と、どのぐらい費用としたら、10

分の1ぐらいになるのか、5分の1ぐらいになるのか、どれぐらいになるのかわかれば教えてもらいたいです。

環境対策 どれぐらいの経費が削減されるかということでございますけれども、昨年
課長 8月に実施をいたしました事業系一般廃棄物、可燃ごみの組成調査の分析結果から、厨芥類、生ごみと言われるものが、だいたい7割強可燃ごみの中に占めておりますことから、年間で約794トンの生ごみが可燃ごみとして事業者から排出されておると考えております。これは可燃ごみとして処理をいたしますと年間2,620万2千円となります。この794トンの生ごみを資源化として処理をいたしますと年間1,381万7千円となります。

このことから、その額を差し引きますと年間1,238万5千円の経費削減がはかれるものと考えております。

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 今4月以降、一般廃棄物の収集運搬の許可制にするやんか。そんなら収集運搬業者が各事業者のところ回って生ごみ回収するわな。それ、スケール乗ってどんな量り方するねやろ。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 スケールにつきましては、とりあえず可燃と一緒に搬出をされた場合は、
課長 両方量りますわね、そして可燃ごみを降ろした状態で再度量ってそこから車の重量を引いた分が生ごみとしての、という形で考えております。

中川委員 収集業者は何件も回るやんか。1件のやつ、ひとつずつひとつずつ、そんなん処理場持って行かれへんやんか。せやから、そういうのはどないしたらええのやろなって言う話。

環境対策 容器で何業者か分を持ち込まれた場合、それを1個ずつやはり量っていつ
課長 て、どの業者の分かということで、調べるしかないのかなと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決する
ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として、
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第8号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 議案第8号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
課長 号)について、ご説明申しあげます。

それでは、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、主に国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴う補
課長 正などで、歳入歳出それぞれ443万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ3
3億3,418万7千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申しあ
げます。補正予算書の5ページをお開きください。まず歳入でございませ
ん。まず、第2款 県支出金、第1項 保険給付費等交付金、第1目 保険給付

費等交付金であります。令和3年3月からマイナンバーを活用しました医療保険資格のオンライン資格確認が導入されますことから、個人単位に対応しますシステム改修を予定しておりましたが、国の仕様の提示の遅れなどから年度内の実施が困難となるため、特別調整交付金で451万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。保険基盤安定負担金の額の確定に伴い7万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます。まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。歳入で申しあげました国保システム改修業務につきまして、委託料で451万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第3款 国民健康保険事業費納付金、第3項 介護納付金分、第1目 介護納付金分であります。歳入で申しあげました保険基盤安定負担金の額の確定に伴います7万3千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金であります。平成30年度国民健康保険特別調整交付金の額の確定に伴います返還が生じますことから、89万1千円の増額補正をお願いするものであります。最後に、第10款 予備費であります。今回の補正予算に要します財源といたしまして、89万1千円の充当をお願いするものであります。

それでは1ページにお戻りください。予算総則書をを朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第8号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてのご説明といたします。よろしくご審議賜りまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第9号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

それでは、(4) 議案第9号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

長寿福祉
課長

今回の補正の内容につきましては、特定個人情報データ標準レイアウト改版等に伴う介護保険システム改修のため、一般会計から繰入金の予算補正に関するものと、介護保険給付費準備基金の運用利息額が当初見込みを上回ることによる歳入予算の増額補正、及び当該運用利息額を基金に積み立てるための歳出予算の増額補正に関するもので、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,499万3千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、特定個人情報データ標準レイアウト改版等に伴う介護保険システム改修に必要な経費に対し補助金が交付されることから、介護保険事業費補助金54万2千円の増額補正をお願いいたしております。次に、第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金で、

介護保険給付費準備基金の運用利息額が当初見込みを上回ることから、18万3千円の増額補正をお願いするものであります。第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第4目 その他一般会計繰入金で、国庫補助金と同様に、特定個人情報データ標準レイアウト改版等に伴う介護保険システム改修費として、事務費繰入金27万2千円の増額補正をお願いしています。

続きまして8ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげましたシステム改修業務委託料81万4千円の増額補正をお願いしております。次に、第3款 基金積立金では、第1項 基金積立金、第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、歳入予算で増額の補正をお願いしている介護保険給付費準備基金の運用利息額に係る増額分18万3千円について、当該基金に積み立てるため増額の予算補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算書朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第9号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)陳情第1号「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願いについてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、1.付託議案、(5)陳情第1号「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願いについてをご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 2枚目以降に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情の趣旨は、バリアフリーの機運が高まるなか、精神障害者への交通運賃割引制度が一部の交通事業者で導入されてきており、国に対して、他の交通事業者においても、精神障害者を身体・知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とされるよう、交通事業者等への働きかけを強めることを要望する意見書を採択していただきたい、というものであります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたが、委員皆様のご意見をお受けする前に、私から、町のコミュニティバスの運賃について、精神障害者の方への交通運賃割引制度があるのか確認させていただきます。 面巻総務部長。

総務部長 本町のコミュニティバスにおきましては、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も無料適用を行っているところでございます。以上です。

委員長 斑鳩町の地域公共交通では、精神障害者についても、身体・知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とされていることを確認したうえで、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 斑鳩町でもそのようにされており、無料ですか、割引されておりますんでね、この陳情に対しては採択すべきと思います。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 冒頭、事務局長の説明で、3番、NPO法人の最後、連絡会とここには書いているんですけども「連合会」とおっしゃったんですけどどっちですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 大変申し訳ございません。「連絡会」が正しいものでございます。読み間違えまして申し訳ございませんでした。

委員長 他に質疑、ご意見ございませんか。 中川委員。

中川委員 私も嶋田委員と一緒にですが、精神障害者も身体障害者も知的障害者も同じ障害者として定義されているにもかかわらず、交通運賃制度だけが精神障害者除外されているということなんでね、やはりこれは平等にするべきだと思いますので、私もこの陳情に対しては採択すべきものだと、そのように意見を申し上げます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も同様に採択すべきと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 精神障害者の方における自立と平等、より社会参加を促進するためにも、また斑鳩町でもこのように実施をされていることからみても採択すべきと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 皆さんと同様で、私もこちらにつきましては採択するべきだと思います。

委員長 本陳情書について、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、陳情の願意は妥当であります。

よって、本陳情については、当委員会として、採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

陳情第1号については、当委員会として採択すべきものと決しましたが、意見書について、発議方法などをどのようにするのか、委員皆さまのご意見をお伺いいたします。 中川委員。

中川委員 正副委員長に一任いたします。

委員長 わかりました。

暫時休憩いたします。

(午後2時05分 休憩)

(午後2時06分 再開)

委員長 再開いたします。

お手元にお配りいたしました意見書の案でございます。見ていただきますよう、お願いいたします。

暫時休憩します、時間を取りますので見てください。

(午後2時07分 休憩)

(午後2時09分 再開)

委員長

再開いたします。

委員皆さまのお手元にお配りしている意見書を当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてであります、前回の委員会以降にご報告をさせていただく事項はございません。

次に、資源物共通指定袋の自治会配布についてであります。前回の本委員会におきまして、新型コロナウイルスの感染症の拡大を受け、資源物共通指定袋の自治会への配布が遅れる旨のご報告をさせていただいたところでございますが、先般、業者より資源物共通指定袋の一部であります、納品が可能であるとの連絡がございました。その納品数から自治会への配布が可能と判断し、3月11日付で自治会長へ配布日の再調整のお願いの文書を送らせていただいたところでございます。また、各自治会への配布でございますが、3月18日(水)から3月27日(金)の10日間で全自治会に配布する予定とさせていただいております。また、自治会未加入者に対しましての資源物共通指定袋の配布につきましては、残りの資源物共通指定袋が4月上旬には納品が可能であるとのことから、3月30日(月)から役場にて配布をさせていただくこととし、広報3月号お知らせ版、町ホームページ及びごみ分別アプリにおいて周知をさせていただくこととしております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、身体障害者の更生医療費給付費が当初見積りを上回ることから、障害者医療費負担金183万2千円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う3万6千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、国の補正予算にマイナンバー制度促進の予算が計上されたことにより、本町が負担する通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限見込額が引き上げられ、この費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事業費補助金115万1千円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第2節 障害福祉費補助金で、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金12万7千円の増額をお願いするものであります。10ページをお開きいただけますでしょうか。第16款 県

支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、障害者医療費負担金91万6千円の増額と、第4節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金1万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国庫補助金で申しあげた地域生活支援事業費補助金と同様の理由により、6万3千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入に関わる内容であります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、歳入で申しあげましたとおり、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限見込額が引き上げられ、交付金が当初見積りを上回ることから、115万1千円の増額をお願いするものであります。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第28節 繰出金で、歳入で申しあげました国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金7万3千円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげました身体障害者の更生医療費給付費と重度障害者等の日常生活用具給付費がそれぞれ当初見積りを上回ることから、あわせて407万4千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、特定個人情報データ標準レイアウト改版等に伴うシステム改修として、介護保険事業特別会計への繰出金27万2千円の増額をお願いするものであります。13ページにお移りいただきまして、第2項 児童福祉費では、第2目 保育園費で、町立保育所の入所児童に対する保育士の基準配置により、当初予定しておりました臨時保育士を超える雇用となったことから、第3節 職員手当等で、臨時職員通勤手当7万3千円の増額、第4節 共済費で、社会保険料等81万8千円の増額、第7節 賃金で、臨時保育士賃金392万6千円の増額をお願いするものであります。恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。第4款 衛生費、第2項 清掃費、資源物共通指定袋等購入事業におきまして、指定袋の発注後に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、製作地である中国の工場の稼働停止が長引き、納入が

大幅に遅れる見込みとなり、その購入費用554万4千円につきまして、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、予算措置をお願いするものであります。

以上、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、次に、（2）第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（2）第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について報告させていただきます。資料1をご覧ください。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために策定するものであり、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としております。

また本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「斑鳩町母子保健計画」を含む「斑鳩町次世代育成支援行動計画」、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」を一体とした計画としております。なお、本計画の作成にあたりましては、子育てに関する現状やニーズを把握するためのアンケート調査、子育て世代のみなさんの声を聴く子育て世代タウンミーティングの実施をはじめ、斑鳩町子ども・子育て会議において、慎重にご審議をいただき、取りまとめさせていただいたものであります。計画内容の概要につきましては、資料の表紙から1ページめくっていただきまして、目次により説明させていただきます。

はじめに「第1章 計画の策定にあたって」として、1. 計画策定の趣旨、2. 計画の期間、3. 計画の位置づけについて、次に、「第2章 子どもと子育て家庭をとりまく状況」として、1. 人口や世帯の動向、2. 本町の出生に関する動向、3. 就労状況の推移、4. 保育所・幼稚園などの利用状況、5.

母子保健の状況、6. 地域子育て支援センターの利用状況、7. 児童虐待の状況、8. ニーズ調査結果、9. 第1期計画の進捗状況、10. ニーズ調査からみた新たな課題を記載しています。次に、「第3章 事業計画の体系について」では、1. 基本理念、2. 基本方針、3. 施策体系を記載しております。

次に、「第4章 教育・保育・地域の子育て支援について」として、1. 教育・保育提供区域の設定、2. 教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期、3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期、4. 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制確保の内容、5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施、6. 障害児施策の充実、7. 児童虐待防止の取組みを記載しています。次に、「第5章 母子保健事業について」として、1. 基本的な考え方、2. 重点施策、3. 方針別成果指標を記載しています。次に、「第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進」として、1. 身近に支えがあり、仲間がいるまち、2. 安心して元気に子育てできるまち、3. 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち、4. ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち、を記載しています。次に、「第7章 計画の推進体制について」として、1. 計画の推進、点検・評価についてを記載しています。

また、最後に「参考資料」として、1. 計画の策定経過、2. 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例、3. 斑鳩町子ども・子育て会議委員名簿について記載しています。内容の詳細は、後ほどご覧いただけたらと思いますが、概略、特徴的な箇所のみ簡単にご説明させていただきます。39ページをご覧ください。第1期計画の施策の進捗状況と課題についてであります。

第1期計画期間において、本町におきましては、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めるとともに、私立保育所の誘致や病児保育施設の整備など、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境の整備に努めてまいりました。しかしながら、少子・高齢化や核家族化の進展など社会構造の変化や価値観の多様化などにより、地域とのつながりや住民同士の交流の希薄化がすすんでおり、地域における子育て世代の孤立への対応が課題となっております。また増加する児童虐待や子どもの貧困などの社会問題は、本町においても課題となっております。

40ページをご覧ください。ニーズ調査からみた新たな課題として、保育ニーズの増加と多様化、仕事と生活の調和の推進、地域における子どもの居

場所づくりの3点をあげております。41ページ「第3章 事業計画の体系について」をご覧ください。第1期計画の進捗状況からみた課題とニーズ調査からみた新たな課題に対応するため、第1期計画の基本理念である「親子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を継承し、「身近に支えがあり仲間がいるまち」「安心して元気に子育てできるまち」「心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち」「ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち」の4つの基本方針を掲げ、43ページにあります21の施策を示しております。

次に、44ページをご覧ください。第4章は、子ども・子育て支援法第61条に定められております市町村子ども・子育て支援事業計画の内容となっております。45ページから47ページでは、ニーズ調査の結果などから、教育・保育の量の見込みとその確保の内容、実施時期を記載しております。

45ページ(1)1号認定は、保育を必要としない、町立幼稚園または私立幼稚園に通う3歳～5歳の児童で、ニーズ量に対する供給は充足しており、今後も現状維持を見込んでおります。(2)2号認定の①教育ニーズ、こちらは保護者の就労等により保育の必要のある児童で、幼児期の学校教育つまり幼稚園の利用希望が強い3～5歳の児童見込み数です。ニーズ調査の結果、幼稚園や幼稚園の預かり保育を利用したい人は大きく増加しており、幼稚園の潜在的なニーズがうかがえることから、令和3年4月から町立幼稚園3か所において預かり保育事業を開始する予定としております。

46ページの②2号認定の保育ニーズでございますが、保育を必要とする3～5歳の児童の見込み数から、①2号認定の教育ニーズの児童数を差し引いたもので、現在、ニーズ量に対する供給は飽和状態にありますが、町立幼稚園における預かり保育事業によって、ニーズ量に対する供給を充足させてまいります。(3)3号認定は、保育を必要とする3歳未満の児童の見込み数で、0歳児、1・2歳児ともに現在ニーズ量に対する供給は飽和状態ですが、ニーズに応じて必要な保育士を確保できるよう努めてまいります。

48ページをご覧ください。こちらは、3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期でございます。地域子ども・子育て支援事業として、時間外保育事業他12の事業について、先ほどと同様にニーズ調査の結果などから算出した量の見込み、確保方策、今後の方針を記載しております。60ページの4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体

制確保の内容、61ページでは、5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施、6. 障害児施策の充実、62ページでは7. 児童虐待防止の取り組みについて記載しております。

本計画では、斑鳩町母子保健計画を一体とした計画としておりますから、第2期計画においては、63ページから70ページに、第5章「母子保健事業について」として、母子保健計画の内容を記載しております。安心して子どもを産み、全ての親と子が健やかに暮らすことができるよう、「1. 安心して妊娠、出産ができるための支援」「2. 子どもの心と体の健やかな発達のための支援」「3. 安心できる保健・医療体制の整備」「4. 思春期の子どもの心とからだの健やかな発達のための支援」「5. 母子保健のための関係機関との連携」の5つの方針ごとに指標となる項目と目標値を定め、母子保健事業に取り組むこととしております。

次に、71ページから91ページ、第6章「子ども・子育て支援関連施策の推進」でございます。第6章では、子ども・子育て支援関連施策の推進として、4つの基本方針別に現在取り組んでいる事業や、今後取り組んでいこうとしている事業を掲載しております。基本方針1「身近に支えがあり、仲間がいるまち」につきましては、71ページから78ページに取り組み事業とその内容、所管課と主な関係機関を記載しております。72ページをご覧ください。事業名のところがございます黒い星印は、第1期計画策定後に開始した事業で、白い星印につきましては、新規事業を表しております。印のない事業につきましては、第1期計画からの継続事業となっております。

次に、基本方針2「安心して元気に子育てできるまち」につきましては、79ページから81ページ。基本方針3「心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち」につきましては、82ページから88ページ。基本方針4「ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち」につきましては、89ページから91ページに、それぞれ内容を記載しております。

最後に、92ページをご覧ください。第7章「計画の推進体制について」でございますが、斑鳩町子ども・子育て会議におきまして、定期的に進捗状況の点検を行ってまいります。

以上、第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 これ、（案）ということですが、決定はどんな段取りで決定、この場
でもう（案）が取れるんですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 この委員会が終わりましたら、正式に決裁を取らせていただきまして、計
画を策定させていただくという流れになります。

委員長 次に、（３）国民健康保険税の課税限度額等の改定（案）について、理事
者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは各課報告事項の（３）国民健康保険税の課税限度額等の改定（案）
について、ご報告を申し上げます。資料２をご覧ください。
令和２年度の地方税制の改正の一環で、国民健康保険税の課税限度額と軽
減判定にかかります所得基準が改正されることとなっておりますので、地方
税法施行令の改正を待ちまして、関係条例を改正したいと考えております。
その内容でございますが、はじめに、１．課税限度額の引き上げでありま
す。改正されますのは、初めに医療分で現行の６１万円から６３万円に、次
に介護分で現行の１６万円が１７万円とされるものであります。これにより
まして、医療分、支援分、介護分の合計の課税限度額が現行の９６万円から
９９万円となるものでございます。次に、２．均等割及び平等割軽減の所得
基準額の引き上げであります。５割軽減の対象となります所得の算定におき
まして、被保険者数に乘すべき金額を現行の２８万円から２８万５千円に、
２割軽減の対象となる所得の算定におきまして、被保険者数に乘すべき金額
を現行の５１万円から５２万円にそれぞれ引き上げることにによりまして、対
象要件を緩やかにするものでございます。次に、３．施行期日でございま
すが、令和２年４月１日を予定しております。
これまでの例では、この地方税法施行令の改正が３月末になることが予想

されますものであります。従いまして、これらの改正に係ります国民健康保険税条例の一部改正につきましては、専決処分いたしたいと考えております。委員の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、専決処分は後に開かれます最初の議会におきまして、ご承認いただきたいと思っておりますので、合わせてよろしくお願い申し上げます。以上、国民健康保険税の課税限度額等の改定（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（４）後期高齢者医療保険料等の改定について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の（４）後期高齢者医療保険料等の改定について、
課長 ご報告を申し上げます。

後期高齢者医療は、おおむね２年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されるということになっております。このたび広域連合におきまして、令和２年度以降の保険料の率が改定されましたので、この旨ご報告を申しあげるものでございます。

資料３をご覧ください。まず１番目の保険料率の改定でございます。均等割額につきまして、現在４５，２００円から４８，１００円に、また所得割の率につきましては、８．８９パーセントから９．４１パーセントへ改定となるものでございます。賦課限度額につきましても、６２万円から６４万円に引き上げられるものでございます。

次に、２．均等割軽減の所得基準額の引き上げでございます。５割軽減の対象となります所得の算定におきまして、被保険者に乗すべき金額を現行の２８万円から２８万５千円に、２割軽減の対象となります所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額を現行の５１万円から５２万円にそれぞれ引き上げますことで、対象要件を緩やかにするというものでございます。

次に、３．施行期日でございますが、令和２年４月１日でございます。

なお、この改定につきましては、令和2年2月14日に開催されました広域連合議会におきまして、関係条例が改正されたことによるものでございます。以上、後期高齢者医療保険料等の改定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5)新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 各課報告事項(5)新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策についてご報告させていただきます。

令和2年3月10日に決定されました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を受けまして、国において、保育所等における緊急対応策として、保育所等における感染拡大防止のために必要となる物品等の購入経費を補助する事業が実施されることとなり、本議会の最終日に補正予算を上程させていただく予定であります。なお、本補正予算におきましては、本年度末までに事業を完了させることができないことから、繰越明許費として予算措置をお願いいたしますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。また、学童保育に関する対応策につきましては、生涯学習課より、明日の総務常任委員会でご報告させていただきます。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。ただ今の報告の中にありましたように、明日開催されます総務常任委員会において、学童保育に関する内容につきましては説明されますことを申し添えておきます。

それでは、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
北健康対策課長。

健康対策 健康対策課から新型コロナウイルス感染症のこれまでの経過に
課長 ついて、ご報告をさせていただきます。

国におきましては、国内での健康被害を最小限に抑えるために、2月25日には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が出され、外出自粛の呼びかけ、企業に対しては発熱や風邪症状が見られる職員への休暇の取得勧奨、テレワークや時差出勤、イベントなどの開催の必要性の再検討が要請されたところです。さらに、2月27日には3月中旬までの2週間で、国内で急速に感染が拡大するかの瀬戸際とされていることから、全国の小・中・高校等の臨時休校の要請もあったところです。これを受けまして、本町におきましても3月3日から3月24日まで、町立の小・中学校を休校とし、それに伴い、就労している保護者への支援として学童保育室を朝から開室しているところです。また、3月11日からは、共働き世帯において家庭で児童をみるのが困難な家庭に対して、保護者の負担軽減を図るため、町立小学校の在籍児童の希望者についても、学校施設を開放し、児童を受け入れているところです。また、令和2年3月の町主催イベント等の中止や、町公共施設の臨時休館や、利用休止及び貸館の新規予約受付を中止しているところですが、町ホームページと広報3月号お知らせ版のはさみ込み文書で、住民の皆様にお知らせをしております。また、来庁者と職員の感染防止を図るため、3月3日から職員には、勤務時間中のマスク着用と勤務前の体温測定を実施し、各自で日々記録することとしております。さらに、職員が発熱等や学校の臨時休校等により、出勤することが困難であると認められる場合の休暇の取得についても職員に周知したところです。3月10日には、国の専門家会議で、イベント自粛や一斉休校の要請の効果が見えてくる、3月19日ごろまでは、これまでの取り組みの継続が求められたことから、3月19日以降、新たに国の方針が出された際には、その方針を踏まえ、本町としての対応を検討してまいりたいと考えております。以上で、新型コロナウイルス感染症

についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 今、コロナウイルスで住民からですね、マスクがないのかという問い合わせがありまして、スーパーでも売ってないし、薬局も売ってないと、町に備蓄のマスクがないんだろうとか、町からもらえないんだろうかというふうな、町民からの話が数件寄せられているんですけども、そのようなことで何かもし防災倉庫にマスクとかあるんだったら、そういうのを放出するとか、そういう考えはありませんでしょうか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 災害備蓄の関係で、避難所運営時の感染防止というところで、だいたい3万枚ぐらいの備蓄をさせていただいているんですけども、ちょっと3万枚ですと、住民の方にお配りできる数量でございませんので、現時点ではそういった配布できるような状況にはないということでご理解賜りたいと思います。

齋藤委員 今、亡くなっている方は高齢者とか病気を持っている方とか、そういう方がようけ亡くなってますんで、例えばそういう方だけとか、なんかそういう

のは難しいものなのか、教えてください。

住民生活 今、申しあげましたように災害用としていま備蓄させていただいているのが3万枚ですので、国からは今現在そういった感染のクラスターの防止というところで、高齢者の施設関係等について国、地方自治体を含めてなんとか配布できないかということ、いま作業されているようでございます。国のほうも今ちょっとお聞きしている中では250万枚、国で配布できるというところがございますけれども、あくまでもそういったクラスター、あくまでも集団感染するようなところを優先的にやっていくというところがございますので、そういった中で国から県を通じてどういった配布方法があるかというのは、また改めて町には来ると思いますんで、その時についてはお配りするような対応はお手伝いという形ではできるかわかりませんが、ちょっと今、国のほうでもそんな状況でございます。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 すみません、社協の件で、11月20日に起きた件でちょっとお伺いしたいんですけども、再度確認になると思うんですが、前回の委員会で町長が11月22日に報告を受けたとおっしゃっています。事件当日、事件が起こった際ですね、元副会長が勤務中に起きた事件ですか、そうではないですか。

委員長 答えができますか。
中西町長。

町長 町長の立場としてお答えすることはできませんので、ご了解願います。

委員長 暫時休憩します。

(午後2時46分 休憩)

(午後2時48分 再開)

委員長 再開いたします。 加藤住民生活部長。

住民生活
部長 社会福祉協議会のほうに確認をさせていただいて、お答えをさせていただきます。

委員長 小城委員。

小城委員 ありがとうございます、よろしくお願ひします。
次にですね、議員宛に社会福祉協議会の職員有志という形で、理事、評議員の皆様へという、斑鳩町社会福祉協議会の職場環境の改善についてという嘆願書が届きましたが、これについて町長は内容をご存じでしょうか。

委員長 中西町長。

町 長 そういう届けが出たということは聞いているところでございます。

小城委員 内容をご存じですか。

町 長 そういう、議員さんと理事さん、評議員さん宛に、その文書が出たということは聞いておりますけども、中身の確認等は行っておりません。

小城委員 内容ですけど。

(書簡読み上げ)

小城委員 パワハラ・セクハラ被害者である職員の悲痛な叫びが記載されています。社協は全体で8名のうち6名が署名捺印している嘆願書です。社会福祉協議会の会長である中西町長は再発防止のため、職場の改善について話し合う機会を設ける、研修などを実施する、被害者のアフターケアにつとめる、と令和2年1月11日の奈良新聞に、そのように掲載されておりました。今までどのように被害者のアフターケアをされましたか、お伺ひいたします。

委員長 暫時休憩します。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時02分 再開)

委員長 再開します。 小城委員。

小城委員 社会福祉協議会の会長である中西町長は、再発防止のため、職場の改善について話し合う機会を設ける、研修など実施する、被害者のアフターケアに努めると令和2年1月11日の奈良新聞に掲載されていましたが、今までどのように被害者のアフターケアにあたられましたか。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時03分 休憩)

(午後3時05分 再開)

委員長 再開します。 乾副町長。

副町長 独立した法人格を持った団体でございますので、町がこのことについて、どうして、ああして、ああして、ということではできませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 わかりました。その回答であれば、次の質問もたぶん答えられないという回答になると思いますが、事件から4か月経ちましたが、事件後、4か月間、その被害に遭われた職員の方や、また社協に行って状況を見られたということは、役場としてはされましたか。

副町長 先ほどお答えいたしましたけれども、独立した組織でございますので、町

がそれを監視するとか、見に行くとかいうことはしておりません。

小城委員 町長にお伺いします。町民の皆さんが利用されている町にかかわる業務を行っていただいている社協の職員さんであります。町長としてその職員さんにお声掛けされた、何かお声掛けはされましたか。大丈夫かとか。

委員長 中西町長。

町長 事件発生後の報告を受けました、2日後にその報告を受けております。その中で私のほうは一応職員の気持ちですね、どのような思いかというのは、本人の意見等も確認し、話をさせていただいているところでございます。

小城委員 何回ぐらいお会いになられましたか。

町長 回数は定かではございません。

小城委員 今のは、報告受けて、その後副会長をどうするかという、前回の委員会でね、答弁していただいた内容のときにお会いされていると思うんですけども、その後、特にお声掛けされてないということで認識いたしました。

先ほど予算委員会の中で、4千万の予算を社協に出していると言いましたが、予算委員会で4千万の補助金が社協に出ています。そこでこの職場環境の状況等々考えると、まともに事業を行えると到底思えませんが、その辺について町は特に問題がないと思っておられますか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 社会福祉協議会につきましてはですね、社会福祉法に基づく地域福祉を担っていただく大変重要な団体であるというふうに認識をしております。ですので、この斑鳩町の中で、地域福祉を進めていく中では、欠かせないパートナーでございますので、そういった認識でこれからも協力しながら、そういった取り組みは進めていきたいというふうに考えております。

小城委員 ありがとうございます。しっかりとですね、別団体という言い方をするのはなくて、サポートできる部分とできない部分とあるとは思いますが、しっかりとやっていただきたいというのが1点。あともう1点は、今サポート、加藤部長のほうをサポートしていく、お互いにというのがありましたけども、このたぶん職員さん、1週間ぐらい休まれているんですかね、たぶんストレス等々でというので休まれてて2人欠けている状態、そういったところで、事業をするにあたってですね、町から職員のサポート、職員の補助というのを出すご予定等というのがありますか。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時09分 休憩)

(午後3時12分 再開)

委員長 再開します。 乾副町長。

副町長 今回の社協の状況については、まだ把握しておりませんので、今、現段階では人的支援については考えておりません。

委員長 小城委員。

小城委員 わかりました。(1文取消し)

委員長 暫時休憩します。

(午後3時12分 休憩)

(午後3時13分 再開)

委員長 再開します。 小城委員。

小城委員 わかりました。あとですね、会長として、町長として、という話がすごく

出てますが、委員長にちょっとお伺いしたいんですけども、社会福祉協議会の会長として答えてもらうには、この委員会とかって呼ぶことってというのは可能なんですか。ちょっとそれは質問です。

委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 1 4 分 休憩)

(午後 3 時 1 9 分 再開)

委員長 再開いたします。

委員会としてのこの件についての進め方ですけれども、委員会として意見として町に対して社協にこういうふう伝えて招致であるとか、また前回ありましたように、何か文書の提出であるとかいうのを求めることはできますけれども、そして町からそれを行った場合に、社協からそれに応じて提出なり出席するかどうかということについては、強制はできないことというのは前に確認したとおりです。それで、この委員会のメンバーが、次のメンバー入れ替えというのがございますので、この場でそのことを議論しても先には進まないということですので、新しい委員会のほうでそのことについてまた再度取り上げるということにさせていただくということで、ご意見のあるときは、そこでまたおっしゃっていただくようにお願いします。

それから、先ほど小城委員が発言の一部を取り消すということになりましたけど、議事録から取消しするということがよろしいですか。

小城委員。

小城委員 副町長の答弁後のものに関しましては取消しのほうをお願いします。内容につきましては理解しましたので、また考えさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 このことについてちゃうねけど、別の法人格を持つてる団体やから、町が

という副町長の答弁やったけどな、町としてな、指導監督すべき立場ではあんのかな、やっぱり、あるやろな。それだけ確認しときたい。

今のこの問題に関してちゃうで、いろんな団体あるやん、そんなんに町が補助金出して運営している団体あるやん。そんなんに対してやっぱり町が指導監督すべきやろなと思うねんけど、どうやねやろ。

委員長 乾副町長。

副町長 原則は補助金を支出しておりますので、それについての指導についてはさせていただきますと思うんですが、こういった内部の組織の問題でありますとか、方針の意思決定の段階とか、あと終わってからの評価とか、そういうのは指導できる立場にはないと思っておりますので、補助金、原則としては内容にもよりますけども、補助金、原則としてはやはり補助金の内容に関しては指導させていただくということはできると思います。

委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 2 2 分 休憩)

(午後 3 時 2 5 分 再開)

委員長 再開します。

先ほど小城委員の発言の中で、「削除」という表現をしましたけれども、「取消し」ということでさせていただきます。

ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今の中川さんの質問に関してね、やっぱり指導監督する立場にあるで。補助金出してんねんから。そやから監査もいくわけやろ。そんなもん法人格のある団体やからできませんというのは、それはおかしいと思うで。なんらかの関与はあるべきや。また、やってんねんさかいに。これは意見として言わせてもらいます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時27分 閉会)